

令和7年11月19日※

※このご案内は指定確認検査機関に順次お送りしております。

共用DBシステムご利用の

指定確認検査機関 ご担当者 様

一般財団法人 建築行政情報センター

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

共用データベースシステムにつきましては、日頃よりご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴機関向けのICBA設置回線につきまして、回線事業者であるKDDIからルータ機器の保守期限（令和8年3月末）の到来により、ルータ機器の交換（有料）の提案を受けていますが、令和7年4月よりインターネット環境からの共用データベースシステムへの接続が可能となっているため、今般、ICBA設置回線については、前倒して、**令和8年2月末**をもって解約する方針といたしました。

そのため、貴機関様あてに下記のとおりご依頼をさせていただきます。ご対応よろしく願いいたします。

記

1 ICBA設置回線の解約・撤去に伴う窓口情報等の報告依頼

12月22日（月）までに、次の①及び②の情報を別紙1により建築行政情報センターシステム部あて報告願います。

① 貴機関の窓口となる担当者情報

② NTT回線の残置の可否について（ビル管理者に確認してください。）

- ・残置が可の場合は、ONU（NTT回線終端装置）をNTTが指定した送付先に返却していただきます。
- ・残置が否の場合は、ビル管理者への回線撤去作業の申請手続きや回線撤去作業の立ち合い等の作業が発生します。

また、ICBA設置回線の解約に伴う作業について、別紙2に簡単にまとめているのでご確認ください。

2 ICBA設置回線の解約（令和8年2月末）までに実施していただくこと

※2の内容は、8月22日付で全指定確認検査機関にメールにてご連絡している内容です。

(1) 共用DBシステムへのログイン先の変更

- ・ICBA設置回線の接続先URL

<https://icba.kenchikugyousei-db.net/kksv01/kk1/> から、
インターネット回線網の接続先URL

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/kksv01/kk1/> に変更してください。

既に、過半の指定確認検査機関は、ログイン先を変更していると思いますが、まだの場合は、速やかに変更してください。

(2) 共用DBシステムとシステム間連携（注1）している場合のログイン先の変更等

（注1）システム間連携とは、通知・報告配信システムとのAPI連携（SOAP通信）及び建築士照会のシステム間連携（SOAP通信）をいう。

① 共用DBシステム（本番）向けの送信先の変更

現在のICBA設置回線の送信先 <https://icba.kenchikugyousei-db.net/> から、インターネット回線網の送信先 <https://csba2.kenchikugyousei-db.jp/> に変更してください。

この対応は、貴機関のシステムを運用管理しているシステム会社に依頼してください。

【留意事項】共用DBシステムのインターネット回線からログインする際のURLは。

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/kksv01/kk1/> です。

ホスト名が通信用の場合は「csba2」、ログイン用の場合は「csba」です。

ご注意ください。

② クライアント証明書情報の付加設定

今後は、ICBAから送付されたクライアント証明書を、従来の通信データに付加して、インターネット回線網向けの新通信データを作成する必要があります。貴機関のシステムを運用管理しているシステム会社に、クライアント証明書を渡して、対応を依頼してください。

また、令和8年2月末までに、ICBA接続回線経由からインターネット回線網経由への切り替えを、貴機関のシステムを管理運用しているシステム会社と相談の上、実施してください。

令和8年2月末までの切り替えが困難な場合は、以下の照会先にご連絡ください。

【照会先】

一般財団法人建築行政情報センター

システム部 担当：秋田、淡路

電話 03-5225-7705

メール tantou@icba.or.jp

別紙 1

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA） 行

報告日	令和 7 年 月 日
-----	----------------------

●窓口となる担当者情報

組織名			
郵便番号			
住所			
所属部署			
担当者名			
TEL			
メールアドレス			

●NTT回線の残置の可否について

NTT回線の残置の可否	可 ・ 否 (何れかに○を付してください)
残置の可否を確認をした ビル管理者名	組織名
	氏名
	連絡先電話番号

- ・ 残置が可の場合は、ONU（NTT回線終端装置）をNTTが指定する送付先に返却していただきます。
- ・ 残置が否の場合は、ビル管理者への回線撤去作業の申請手続きや回線撤去作業の立ち合い等の作業が発生します。

別紙 2

ICBA 設置回線の解約時の利用者側の作業について

【前提】

従前の ICBA 設置回線で利用できた共用データベースシステムの各サブシステムが、インターネット環境からの接続においても、利用できることを利用者側で確認できている。

1 ICBA 設置回線から通信機器を外す

ICBA設置回線の契約解除日まで、ICBA設置回線から通信機器を外す。

2 各通信機器の取り扱い

① ルータ機器



- ① まず返却票を送付します。
- ② 返却票の発送元情報を記載してください。
- ③ ルータ機器が入る適当なサイズの箱を準備し、ルータ機器と返却票を同封の上、返却用記載の住所にご返送ください。
- ④ ルータ機器には KDDI のステッカーが貼付されています。SS で始まる機器番号が記載されています。返却票に記載の番号と同じ番号であることを確認してください。

② U-ADP 装置(KDDI 回線終端装置)



- ① 回収キット(梱包用段ボール・返却用伝票・説明書)を KDDI から送付します。
- ② 回収キットが到着後に U-ADP 装置を梱包用段ボールに収納し、返却用伝票を貼付してご返送ください。(返照はクロネコヤマトの着払いです。)

別紙 2

ICBA 設置回線の解約時の利用者側の作業について

③ ONU 装置(NTT 回線終端装置)



- ① ONU 装置には NTT のマークあり。
- ② 回線残置の場合は、回収用ボックスが NTT から送付されます。
- ③ 回収用ボックスに ONU 装置を収納して、返送先に送付してください。(返送は着払いの予定です。)
- ④ NTT 回線を撤去する場合は、NTT 回線撤去時に作業員が回収します。